



# 自由提案型 優良住宅部品認定基準

Certification Standards for Quality Housing Components  
洗濯機用サイホン排出管(可変式洗濯機設置台)

Siphonic Discharge Pipe for Wash Machine/ Variable type washing machine table

BLFS SD/A:2023

2023年4月21日公表・施行

一般財団法人

日本住宅性能評価機構

# 目 次

## 自由提案型優良住宅部品認定基準 洗濯機用サイホン排出管（可変式洗濯機設置台）

### 第1章 総則

#### I. 総則

### 第2章 性能基準

#### I. 通則

1. 適用範囲
2. 用語の定義
3. 部品の構成
4. 材料
5. 施工の範囲
6. 寸法

#### II. 要求事項

- 1 住宅部品の性能等に係る要求事項
  - (1.1 機能の確保)
  - 1.2 安全性の確保
    - 1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保
    - 1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保
      - (1.2.3 健康上の安全性の確保)
      - (1.2.4 火災に対する安全性の確保)
  - 1.3 耐久性の確保
    - (1.4 環境に対する配慮)
  - 2 供給者の供給体制等に係る要求事項
    - (2.1 適切な品質管理の実施)
    - (2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保)
  - 2.3 適切な施工の担保
    - 2.3.1 適切なインターフェイスの設定
    - 2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保
  - 3 情報の提供に係る要求事項
    - 3.1 基本性能に関する情報提供
    - 3.2 使用に関する情報提供
    - 3.3 維持管理に関する情報提供
    - 3.4 施工に関する情報提供

#### III. 附則

## **自由提案型優良住宅部品認定基準 洗濯機用サイホン排出管（可変式洗濯機設置台）**

### **第1章 総則**

#### **I . 総則**

この基準は、一般財団法人ベターリビング（以下「財団」という。）が行う優良住宅部品の認定及び評価に関し必要な事項を定めるものである。なお、当基準以外の方法について、その性能が同等以上であると財団が認めるときは他の方法によることができる。

## 第2章 性能基準

### I. 通則

#### 1. 適用範囲

既存の集合住宅の住戸内に設置する、サイホン作用を利用して洗濯機の排水を浴室内に流す洗濯機用サイホン排出管のための洗濯機設置台に適用する。

#### 2. 用語の定義

本基準で用いる用語の定義については、「優良住宅部品認定基準（洗濯機用サイホン排出管）」によるほか、次による。

- a) 可変式洗濯機設置台：洗濯機用サイホン排出管のサイホン作用を安定化させるため洗濯機の下に設置する台で、台座と保護カバーから構成され、幅・奥行きを調整することが可能な洗濯機設置台をいう。
- b) 台座：洗濯機をかさ上げするための部材で、洗濯機の脚を乗せる台をいう。
- c) 保護カバー：台座と台座をつなぐための部材をいう。
- d) 防振パット：台座上面に設置する洗濯機の振動を防止するための部材をいう。
- e) 滑り止めゴム：台座下面に設置する洗濯機設置台の滑り止めのための部材をいう。
- f) 取替えパーツ：将来的に交換が可能な構成部品若しくはその部分又は代替品をいう。
- g) 消耗品：取替えパーツの内、耐用年数が短いもので、製品本体の機能・性能を維持する為に交換することを前提としているもの。
- h) メンテナンス：製品の利用期間中にわたり、その機能・性能を維持・保守する行為をいう。計画的な維持・保守に加え、製品の破損・故障に対する緊急補修や、クレーム処理などをその範囲に加える。
- i) インターフェイス：他の住宅部品、住宅の躯体等との取り合いをいう。

#### 3. 部品の構成

構成部品は、表－1による。

表－1 構成部品

構成部品	構成の別	備考
台座	●	防振パット、滑り止めゴムを含む
保護カバー	●	

注) 構成の別

●：(必須構成部品)住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。

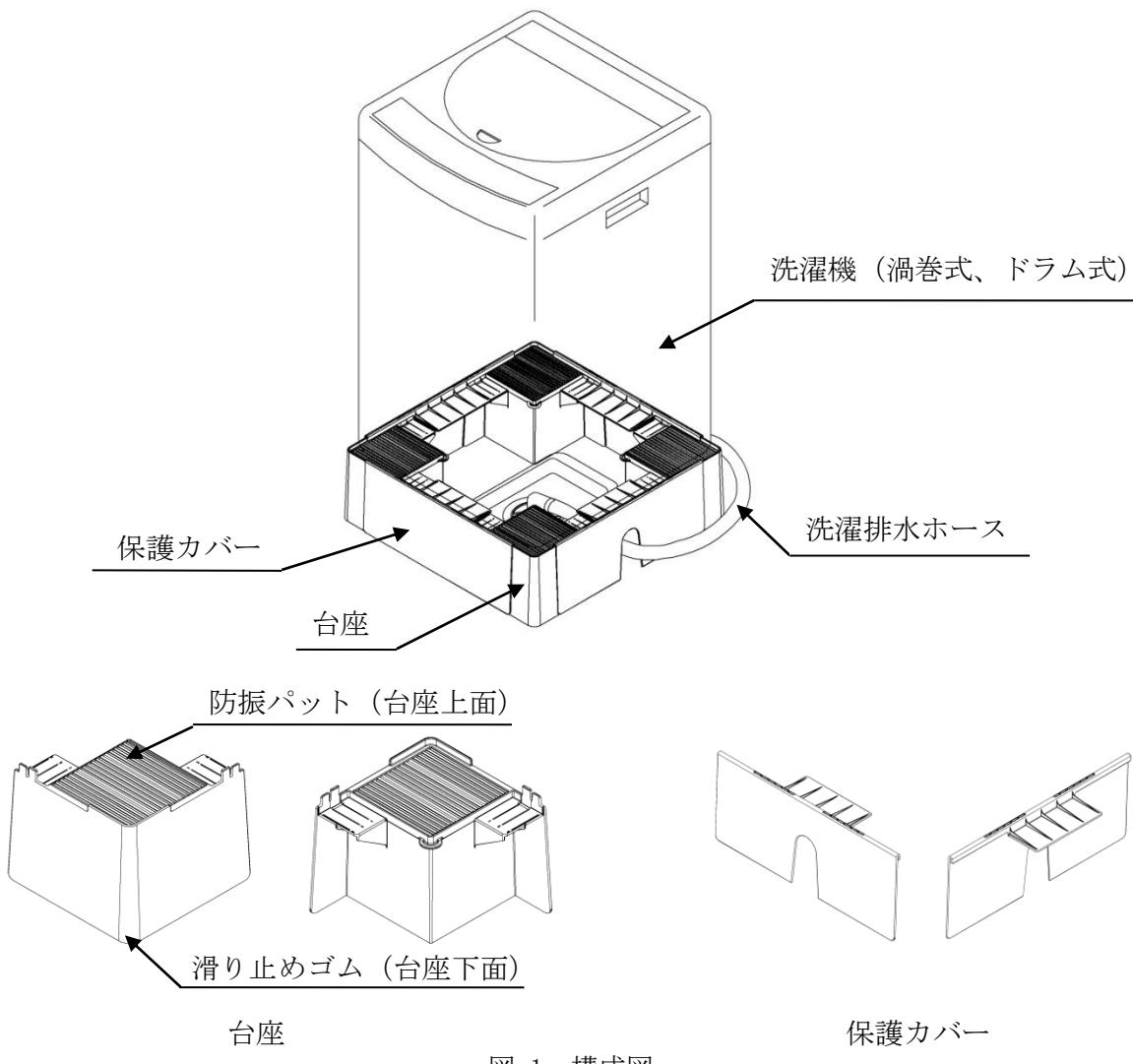


図-1 構成図

#### 4. 材料

a) 構成部品の材料は、名称及び該当する JIS 等の規格名称を明確にしたもの、又は、JIS 等と同等の性能を有していることを証明したものを対象とする。

<例示仕様>

可変式洗濯機設置台の構成部品の材料は、表-2のとおりとする。

表-2 可変式洗濯機設置台の構成部品の材料

構成部品	材料
台座	ポリプロピレン
保護カバー	ポリプロピレン
防振パット	NR
滑り止めゴム	EPDM

b) 可変式洗濯機設置台に使用する材料の曲げ強さ、曲げ弾性率、表面硬さについて、品質基準値を示すこと。

#### 5. 施工の範囲

構成部品の施工の範囲は、原則として次による。

- a) 洗濯機設置台の固定（設置する場合）
- b) その他構成部品の取付







- a) 次の使用に関する情報が、わかりやすく表現されている取扱説明書により、提供されること。
  - 1) 洗濯機取り出し口高さ
  - 2) 事故防止のための指示・警告
    - 少なくとも次の内容を表示すること。
      - ① 保護カバーを外して使用しないこと。
      - ② 洗濯機の電源プラグを抜き、洗濯機が止まっていることを確認後、点検・手入れを行うこと。
    - 3) 製品に関する問い合わせ先（保護カバーの入手方法含む）
  - b) a) 2)の内容を表示した使用上の注意ラベル等を使用者の見える位置に貼付すること。

### 3.3 維持管理に関する情報提供

可変式洗濯機設置台の要求事項は、「優良住宅部品認定基準（洗濯機用サイホン排出管）」による。

なお、b) 取替えパーツの交換方法、生産中止後の取替えパーツの供給可能な期間は、保護カバーを含む。

### 3.4 施工に関する情報提供

可変式洗濯機設置台の要求事項は、「優良住宅部品認定基準（洗濯機用サイホン排出管）」による。

### III. 附 則

1. この認定基準（洗濯機用サイホン排出管 BLFS SD/A : 2023）は、2023年4月21日から施行する。
2. この認定基準の施行に伴い、改正前の認定基準（洗濯機用サイホン排出管 BLFS SD/A : 2021）は廃止する。
3. この認定基準の施行の日に、既に改正前の認定基準に従って認定又は変更の準備を行っていた者については、この認定基準の施行の日から3か月を超えない日までは、改正後の認定基準を適用しないものとする。
4. この認定基準の施行の日以前に、既に改正前の認定基準に従って優良住宅部品認定規程第14条第1項の認定を受けており（3.により施工の日以後に改正前の認定基準を適用して認定を受けた場合を含む。）、かつ、認定が維持されている優良住宅部品に係る認定基準は、優良住宅部品認定規程第30条第1項の期間内においては、改正前の当該認定基準を適用する。



